

おしらせ INFORMATION

問い合わせ

- 本 庁**
 菊池市役所 ☎(25) 1111
- 総合支所**
 七城総合支所 ☎(25) 1000
 旭志総合支所 ☎(37) 3111
 泗水総合支所 ☎(38) 2111

歯が抜け落ちる歯周疾患

歯周疾患検診(歯と歯ぐきの検診)を受けましょう

歯周疾患とは歯垢(バイキンのかたまり)が歯と歯ぐきのすき間に入り込み、歯を支えている骨を溶かし、大切な歯を失う病気です。

また、痛みもほとんどなく、5年・10年かけてジワジワと進む生活習慣病です。

昨年、菊池市の歯周疾患検診を受けた161人中、86%の人が「要治療」と診断され、「異常なし」の人は、わずか5%という結果でした。

また、全く自覚症状がない人



のうち、68%の人に「治療が必要な歯周疾患」が見つかっています。まさしく、自覚症状がなく進行する病気といえます。

早めに歯科医院での指導や治療を受けると、歯周疾患で歯を失うことを防ぐことができ、い

つまでも自分の歯でおいしく食べることが出来ます。
 まずは検診を受け、自分の口の状態を知ることが歯周疾患予防の第一歩です。
 菊池市では、平成18年度歯周疾患検診を次のとおり実施します。

対 象
 平成19年4月1日現在で、40・50・60・70歳の人
 ※対象者には通知をしています

と き
 11月30日(木)まで

と ころ
 菊池市内指定の歯科医院

料 金 無料
持ってくるもの
 受診券(ハガキ)・健康保険証・健康手帳

●検診では、次のことが分かります。

- 歯と歯ぐきのすき間の深さ
- 歯ぐきの腫れや出血の有無
- 歯石がついているか
- 歯を支えている骨の状況
- むし歯の有無 など

検診は数分で終わり、痛みもありません。その後、口の状態にあった歯みがき指導などがあります。

歯周疾患予防のためにも、ぜひこの機会に検診を受けましょう。

10月の予防接種

問い合わせ先 健康推進課健康推進係

- BCG
と き 10月26日(木)
 午後1時30分～午後2時
と ころ 菊池市文化会館
対 象 者 生後3カ月以上6カ月未満の乳児
- ポリオ

実施日	受付時間	場 所
10月17日(火)	午後1時30分 午後2時	菊池市文化会館
10月18日(水)		七城公民館
10月31日(火)		泗水公民館
11月2日(木)		旭志老人憩いの家「太陽の家」
11月21日(火)		菊池市文化会館

対 象 者 実施日に生後3カ月以上90カ月未満(7歳6カ月未満)の乳幼児

献血のご協力をお願いします

- と き** 11月1日(水)
 午前9時～午前11時30分/午後0時30分～午後4時
- と ころ** 旭志ふれあいセンター(道の駅)
- 内 容** 200ml・400ml献血
- と き** 11月2日(木)
 午前9時30分～午前11時30分/午後0時30分～午後1時30分
- と ころ** 旭志公民館(旭志多目的研修センター)
- 内 容** 200ml・400ml献血
- と き** 11月21日(火) 午前9時30分～正午
- と ころ** 菊池地域振興局(県菊池総合庁舎)
- 内 容** 200ml・400ml献血

現在、400ml献血の需要が大変大きくなっており、基準を満たしている人には、400mlの献血をお願いしています。また、服薬についても基準が若干変更になっており、薬を飲んでいる人でも、献血をお願いできる場合があります。皆さんのあたたかいご協力をお願いします。

平成16年10月から献血の安全性向上のため、運転免許証やパスポートなどの身分証明証による本人確認をお願いしています。趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

また、献血カードを持っている場合は、一緒に持参してください。

問い合わせ先 健康推進課健康推進係

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく「特別遺族給付金」の請求は早めにお願ひします

今年3月27日施行の石綿による健康被害の救済に関する法律による「特別遺族給付金」は、平成21年3月27日以降は請求できなくなり、該当する人は、早めに手続きをされるようお願ひします。

平成13年3月26日以前に死亡された場合

- 特別遺族給付金は、平成21年3月27日以降は請求できなくなります。
- 特別遺族給付金のうち特別遺族年金は、請求があった日の属する月の翌月分からの支給になります。
- 請求した日が支給総額に影響しますので、早めに請求されることをお勧めします。

平成13年3月27日以降に死亡された場合

- 労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となります。
- 労災保険法に基づく遺族補償給付の請求権の効効は、5年で消滅します。
- 医学的資料は、法律上の保存年限(エックス線・CTなどの検査記録は3年間、カルテ

は5年間)が定められていますので、できる限り早く請求してください。

現在、療養中の労働者の場合

石綿による疾病に罹患し、現在療養している労働者の人は、労災保険法に基づく療養補償給付・休業補償給付の支給対象となります。

救済給付との同時請求

石綿による疾病について、石綿ばく露の原因が業務によるものか、業務以外の原因によるものなのか明らかでない場合には、労災保険法に基づく請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。

問い合わせ先

- 特別遺族給付金や労災保険制度について
 熊本労働局労災補償課
 ☎096(3)5() 3181
- 労災保険法に基づく遺族補償給付の請求権の効効は、5年で消滅します。
 菊池労働基準監督署
 ☎(25) 3136
- 労災保険給付対象とならない人への救済給付について
 独立行政法人
 環境再生保全機構
 ☎0120(3)89()931

職場での労働関係のトラブルの解決をお手伝いします

- 解雇理由の説明なしに、いきなり解雇されたのは納得できない
- 突然、会社から配置転換を通告されたが、納得できない
- 労働条件の変更について、従業員との話し合いが円満に進まない など
- 企業組織の再編や人事労務管理の個別化に伴い、解雇や労働条件の不利益変更など、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との紛争が増加しています。

紛争の最終的解決手段としては裁判制度がありますが、現実の問題として裁判には多くの時間と費用がかかります。

このため、無料で労働関係紛争を解決助するサービスとして、熊本労働局企画室・熊本労働基準監督署・八代労働基準監督署に加え、4月から新たに、菊池労働基準監督署に「総合労働相談コーナー」を設けましたので、気軽にご利用ください。

問い合わせ先

- 菊池労働基準監督署
 総合労働相談コーナー
 ☎(25) 3136 または
 熊本労働局企画室
 ☎096(2)211()1701

便利な「振替納税」を利用しませんか

所得税の予定納税第二期分の納期限は、11月30日(木)です。所得税の便利な納税の方法として「振替納税」の制度があることをご存知ですか?

これは、銀行や農協・郵便局などの預貯金口座から振替により自動的に納税することができ、納期限に遅れることもなく、納税の手間も省けて大変便利です。手続きは簡単です。また利用していない人は、早い機会にぜひご利用ください。

インターネットまたは、光ディスクなどで法定調書の提出ができます

給料、報酬、不動産の使用料などを支払った場合には、支払先の住所、氏名、支払金額などを記載した源泉徴収票や支払調書など(総称して「法定調書」と言います)を税務署に提出することになっていきます。

これらの法定調書は、所得税法などの法律で5調書(種類)が規定されていますが、「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」を利用して、提出に係る手続をすることができます。なお、e-Taxの利用以外

10月の「税」の納期限

問い合わせ先 税務課

- 国民健康保険税第4期
- 市県民税第3期

※口座振替を利用している人は、10月25日(水)に振替を行いますので、残高の確認をお願いします。

- e-Taxのホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>
- ヘルプデスク(質問)
 ☎0570(01)50001
- 全国一律市内通話料金
 ※平日の午前9時～午後5時
 または 菊池税務署
 ☎(25) 2121